

下請法リスクへの対応実務

～ 下請法に潜む“落とし穴”に落ちないために ～

プログラム内容

I. 下請法をめぐる最新動向

1. 10年連続過去最多を更新した下請法違反
2. 下請法に違反するとどうなるか
3. 下請法違反はなぜ発覚するか
4. 特に留意すべき5類型

II. 下請法のポイントと周辺法律

1. 下請法を理解する最大のポイント
2. 優越的地位の濫用との関係

III. 下請法が適用される取引の正しい理解

1. 理解が不十分だとどうなるか
2. 資本金に関する要件
3. 商社との関係、グループ会社との関係
4. 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託の範囲に潜む落とし穴
5. プライベートブランド商品をめぐる問題

IV. 下請法への具体的な対応

一 改正・公取委運用基準を踏まえ

1. 多岐にわたる規制の全体像
2. 特に留意すべき違反類型は何か
3. 発注書をめぐる留意点
 - (1) 発注書の書き方

(2) メールやEDIの留意点

4. 下請代金をめぐる留意点
 - (1) どこまで行くと「買ったたき」か
 - ①買ったたきと疑われかねない具体例
 - (2) 最も危険な下請代金の減額
 - ①こんなことまで「減額」に当たる
 - ②リベート等の留意点
 - ③業界慣行の見直しも必要
 - (3) 50年ぶりに改正された手形通達
 - ①手形での支払をどうすればよいか
 - (4) 原材料を有償支給する際の留意点
5. 発注書の変更、発注取消、返品
 - (1) 許される範囲
 - (2) 顧客から注文を取り消された場合
 - (3) 不良品への対応
6. 下請取引の管理
 - (1) 書類をどこまで作成・保存するか
 - (2) 支払遅延を防止する方法
7. 優越的地位の濫用と重なりやすい行為
 - (1) 下請法より怖い優越的地位の濫用
 - (2) 不当な経済上の利益の提供要請
 - (3) 購入・利用強制

V. 下請法違反で摘発されないために

1. 違反を防止するポイント
2. 違反を発見した際の対応、下請法リニエンシーの方法と留意点
3. 当局の調査の流れと対応方法

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

講師プロフィール

のぞみ総合法律事務所 パートナー弁護士 **大東 泰雄**(だいとう やすお)氏

平成13年慶応義塾大学法学部法律学科卒業。平成14年弁護士登録。平成21年～平成24年公正取引委員会審査局審査専門官(主査)。平成24年一橋大学大学院国際企業戦略研究科修士課程修了。平成24年のぞみ総合法律事務所復帰。平成31年～慶応義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)非常勤講師。

主要取扱分野は、独占禁止法・下請法・景品表示法、その他企業法務全般。独占禁止法・下請法・消費税転嫁対策特別措置法等に関する論文・講演多数。

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。